石川県中小企業者等支援に関する連携協定の一部変更について

令和4年8月31日付で中小企業庁及び経済産業省中部経済産業局 (以下「甲」という。)並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「乙」 という。)と石川県(以下「丙」という。)との間で締結した石川県中小企 業者等支援に関する連携協定(以下「原協定」という。)について、甲、乙 及び丙の同意を以て、一部を以下のとおり変更する。

記

- 1. 原協定第2条の連携協力事項の「(6)下記の支援機関との連携促進」を「(7)下記の支援機関との連携促進」に、「(7)その他前条の目的を達成するために必要な事項」を「(8)その他前条の目的を達成するために必要な事項」に変更し、「(6)防災対策の強化及び大規模災害時の支援協力」を追加する。
- 2. 原協定第4条の協定の有効期間を「本協定の有効期間は締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙丙いずれからも申し出がないときには、更に1年間有効期限を延長するものとし、以降も同様とする。」に変更する。
- 3. その他条項については、原協定のとおりとする。
- 4. この変更は、令和6年4月1日から適用する。

令和6年3月22日